

知らないと損する
確定拠出年金(DC)

積立金(お金) 持運びガイド

～ 60歳前にご退職される皆さんへ～



退職する時、
積立金を持運び手続きを
しないといけないって、
知っていますか？

積立金を移す手続きは
6ヶ月以内にね！
詳しくは中を見て
くださいね！！

お手続きには
一定の時間を要するため、
余裕をもってお手続き
ください。

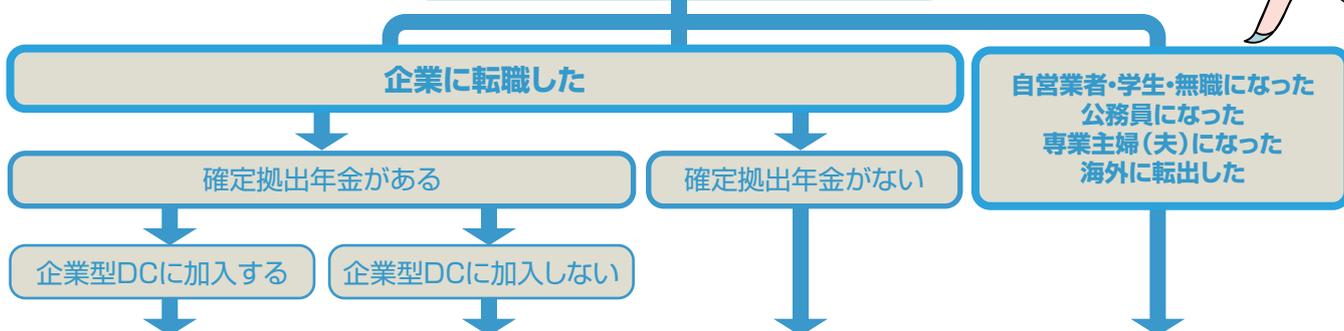


三菱UFJ信託銀行

積立金を持運ぶために、チャートに従って、 ご確認ください。



60歳前の退職後のお立場は？



企業型DC

転職先のご担当者へ
お問合わせください。
(*1)

大切な
お金だから、
しっかり手続き
しよう...



個人型DC

金融機関により、選択できる運用商品や手数料などサービス内容が異なりますので、
ご自身でお好きな金融機関等をお選びください。
MUFG個人型DCをご希望の方は、以下にご連絡ください。

MUFG個人型コールセンター

0120-138-401

受付
時間

平日 9:00~20:00
土日 9:00~17:00
祝日と12/31~1/3を除く

▼ 資料請求はこちら ▼

URL https://www.tr.mufig.jp/tameru/401k/redirect_form.html?banner_id=m086_1904_ndm

個人型運営管理機関は選択できる運用商品や手数料などサービス内容が異なりますので
ご自身でお好きな金融機関等をお選びください。



を使ってアクセス

個人型運営管理機関ごとに、以下の内容が異なります。

- ・口座管理手数料 ・運用商品の種類
- ・コールセンターやWeb（インターネット）のサービス内容、提供時間 等

DB

転職先のDBのご担当者へお問合わせください。(注)

(*):DB：確定給付企業年金

通算企業年金

詳細は、企業年金連合会へお問合わせください。(注)

(注)確定給付企業年金・通算企業年金への移換に関する留意事項

- ・転職先に確定給付企業年金(以下「DB」)があり、規約に移換可能なことを定めている場合には移換できます。
- ・企業型DCからDBへの資産の移換を行う場合には、移換先の制度の制度設計上、企業型DCに加入していた期間(勤続年数を含む)が移換先の制度設計に合わせた期間に調整される可能性があります。
- ・移換した企業型DCの期間は通算加入者等期間から控除されることとなります。ただし、企業型DC及び個人型DCに同時に加入(並行加入)する者で、企業型DCの資産のみ移換する場合、個人型DCの加入期間に影響はありません。

(*1) 企業型DCの加入者は、企業型DCの制度によっては個人型DCにも加入できます。

個人型DCへの加入可否、企業型DCの事業主掛金や個人型DCの掛金の額については転職先のご担当者様または個人型運営管理機関にご確認ください。

6ヶ月以内にお手続きしないと、...

ご退職日の翌日(資格喪失日)の属する月の翌月から6ヶ月以内に、ご自身で積立金を移す手続きを行わない場合、
確定拠出年金の積立金は国民年金基金連合会に自動的に移され、以下のデメリットがありますので、ご注意ください。
ただし、企業型DCもしくは個人型DCに個人別資産がある場合は、自動移換されずに企業型DCもしくは個人型DCに資産が移換される場合があります(記録関連運営管理機関より通知されます)。

- ①運用ができないので、積立金を殖やすことはできません。
- ②移されている間は、確定拠出年金の加入期間とみなされないため、60歳から積立金を受取れない可能性があります。
- ③自動移換後に積立金を請求するためには、企業型DCや個人型DCに積立金を移す必要があります。
- ④事務手数料(合計)5,448円(税込)と移されている間の管理手数料(移された月の4ヶ月後から)毎月52円(税込)がかかります。

(*):自動移換後に企業型DCもしくは個人型DCの加入者や運用指図者となった場合には、国民年金基金連合会から企業型DCもしくは個人型DCに資産が移換される場合があります(記録関連運営管理機関より通知されます)。

個人型コールセンターに電話する時のポイントです。



1

積立金を個人型DCに移して運用を続ける場合は…

個人型コールセンターに資料を請求してください。

個人型DCの特徴

1 個人型DCの加入者となった場合、掛金はご自身で積立てます^(※1)。

2 移す際の手数料と所定の口座管理手数料は自己負担です^(※2)。

3 掛金は全額所得控除の対象となり、税金(所得税・住民税)の負担は軽減されます。

(※1) 退職後のお立場によって、掛金を出すことができない場合もあります。この場合、移した積立金の運用のみ継続する運用指図者になります。

(※2) 手数料額につきましては、個人型コールセンターにご確認ください。

個人型DCに同時に加入(並行加入)している方が個人型DCに移換する場合は、ご加入の個人型運営管理機関への移換となります。

企業型DCまたは個人型DCの老齢給付金を受給された方は、企業型DCまたは個人型DCの加入要件を満たした場合であっても、それぞれ再加入することができません。また、公的年金を65歳前に繰上げ請求された方は、個人型DCの加入要件を満たした場合であっても、個人型DCに加入することができませんので、ご注意ください。

2

積立金を受取れる場合があります

脱退一時金を請求できるのは?

積立金 15,000円以下の方

➡ 三菱UFJ信託銀行で受取れる場合があります。3ページをご覧ください。

積立金 15,000円超の方

➡ 以下の要件をすべて満たす場合、個人型DCの加入者・運用指図者でない場合は企業型DCで60歳前に積立金を受取ることができます。「確定拠出年金の加入者資格喪失のお知らせ」が届きましたら、三菱UFJ信託銀行 企業型コールセンターにお電話ください。

要件

- ① 企業型DC加入者、企業型DC運用指図者、個人型DC加入者及び個人型DC運用指図者^(※1)でないこと
- ② 最後に企業型DCの資格を喪失した日の翌月から6ヶ月を経過していないこと^(※2)
- ③ 60歳未満であること
- ④ 個人型DCに加入できない以下のいずれかにあてはまる者であること
 - a. 国民年金第1号被保険者であって、保険料の免除を申請している、又は、生活保護法による生活扶助を受給していることにより国民年金保険料の納付を免除されている方
 - b. 日本国籍を有しない海外居住の方(市区町村に転出届を提出せずに出国する際、再入国許可またはみなし再入国許可の手続きをしていないこと)
 - c. 確定給付企業年金(DB)等他制度に加入する者であって、5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額が個人型DCの掛金の最低額(5千円)を下回る方
- ⑤ 日本国籍を有する海外居住者(20歳以上60歳未満)でないこと
- ⑥ 障害給付金の受給権者でないこと
- ⑦ 企業型DCの加入者及び個人型DCの加入者として掛金を拠出した期間が5年以内であること又は個人別管理資産の額が25万円以下であること^(※3)

(※1) 個人型DC運用指図者の場合は企業型DCの積立金を個人型DCへ移換していた

ことで、個人型DCからあわせて脱退一時金を受取れる場合があります。

(※2) 6ヶ月経過後2年以内であれば企業型DCの積立金を個人型DCへ移換していた

ことで、個人型DCからあわせて脱退一時金を受取れる場合があります。

(※3) 以下の場合、拠出期間の通算および積立金が合算されます。

- ・これまでの退職金を確定拠出年金に移す場合
- ・企業年金制度の積立金を確定拠出年金へ移す場合
- ・企業型DCと個人型DCの両方に加入している場合

個人型DCで脱退一時金を受取る場合、国民年金基金連合会の裁定手数料4,180円(税込)に加え、個人型運営管理機関により手数料がかかる場合があります。詳しくは、個人型運営管理機関にお問合わせください。



ご確認ください

要件に該当しない場合は、脱退一時金を受取れません。積立金を個人型DC等に移してください。

(※) 個人型DCで受取る場合は個人型コールセンターに必要書類をお問合わせください。

(※) 企業型DCで受取る場合は企業型コールセンターに必要書類をお問合わせください。



積立金が15,000円以下の方は必見です!!

15,000円以下なら、脱退一時金を受取れる場合があります!!

(積立金が15,000円超の場合の受取要件は2ページをご覧ください。)

三菱UFJ信託銀行で脱退一時金請求手続きができるのは?

以下のすべての要件を満たした方が、三菱UFJ信託銀行で企業型DCの脱退一時金を請求できます。
なお、脱退一時金を受取る場合、会社の制度によって送金のための事務手数料がかかります。
また、脱退一時金は所得税法上の一時所得として、他の所得と合算して課税対象となります。

要件

- ①企業型DCの加入者、企業型DCの運用指図者、個人型DCの加入者または個人型DCの運用指図者でないこと
- ②積立金の残高が(*1)前月末基準で**15,000円以下**であること
(年金規約に定める事業主返還(*2)の対象となる場合には、事業主返還後の残高が**15,000円以下**であること)
- ③加入者資格喪失日(*3)の翌月から**6ヶ月以内**に請求すること

(*1) 積立金の残高は移換金、制度移換金を含みます。

(*2) 年金規約の定めにより、所定の勤続期間未満である場合には、事業主掛金を事業主に返還することがあります。

(*3) 加入者資格喪失日はご退職日の翌日になります。加入者資格喪失日は「確定拠出年金の加入者資格喪失のお知らせ」または「確定拠出年金ご退職後のお手続きのご案内」でご確認ください。

(注) 手続き書類ご提出後に運用商品預替を行いますと、お支払が遅れる可能性があります。手続き書類ご提出後に運用商品預替は行わないでください。

資産残高は、企業型確定拠出年金トップページでご確認ください。

三菱UFJ信託銀行ホームページへアクセスし、右上の[サイト内検索]にて、「わたしの確定拠出年金」と入力し、検索してください。関連コンテンツに表示される[企業型確定拠出年金]をクリックしてください。URL [http://www.dc.tr.mufg.jp] からでもアクセスできます。

[わたしの確定拠出年金サポートサイト]の[ログイン]ボタンをクリック(ユーザーIDと暗証番号を入力)→運用商品お取引(各種お手続きサイトへ)→資産評価額照会→脱退一時金判定予定額照会で確認できます。

15,000円以下に該当し、脱退一時金のお受取り希望の方は以下の書類をご準備のうえ、三菱UFJ信託銀行にご送付ください。

- ①**裁定請求書(脱退一時金)** ご退職された会社または三菱UFJ信託銀行 企業型コールセンター、企業型確定拠出年金トップページ(移換時ナビ)からお取寄せください。
- ②**本人確認書類** 印鑑登録証明書(3ヶ月以内の原本)、住民票(3ヶ月以内の原本、個人番号不要)、運転免許証のコピー(有効期限内、裏面含む)、個人番号カード表面のコピー(有効期限内。裏面のコピーの添付は不要です。)等のうちいずれか1つ

送付先：104-8617 東京都中央区晴海1丁目8番10号
晴海アイランド トリニクスIA オフィスX17階 三菱UFJ信託銀行株式会社
年金信託部 確定拠出年金事務課 宛て

ご不明な点がございましたら三菱UFJ信託銀行 企業型コールセンターにお電話ください

0800-300-4411

028-307-5147(有料)

+81-28-307-5147(海外からおかけの場合/有料)

受付時間

平日 9:00~20:00 土日 9:00~17:00

祝日と12/31~1/3を除く

お取引内容のご照会には、ご本人確認が必要となりますので、ユーザーID・暗証番号または加入者番号等をご準備ください。

(※) 企業型コールセンターの営業時間については変更して運営することがあります。

お手続きする時は「**確定拠出年金の加入者資格喪失のお知らせ**」をご確認ください。

「確定拠出年金の加入者資格喪失のお知らせ」とは?

退職後(1~2ヶ月後)に送付される書類です。

積立金を移す手続きや脱退一時金を請求する手続きに必要な情報が記載されていますので、紛失しないよう大切に保管してください。

